

(別紙)

答申番号：答申第6号（諮問第6号）

答 申 書

第1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求に対し、公開等を決定した処分は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

令和元年10月21日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成13年沖縄市条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

文書番号 沖市プ進第305011号に関する文書発送及び文書收受に関する資料一式

3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、以下の文書を特定した。

- (1) 見積書提出について（市場調査）
- (2) 発送簿
- (3) 業者見積書
- (4) 收受簿
- (5) 郵便物差出伝票

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり決定を行った。

【上記対象公文書(1)(2)】

令和元年 11 月 5 日付、沖市プ進第 1105005 号 公文書公開決定

【上記対象公文書(3)】

令和元年 11 月 5 日付、沖市プ進第 1105006 号 公文書部分公開決定

【上記対象公文書(4)(5)】

令和元年 11 月 5 日付、沖市プ進第 1105009 号 公文書非公開決定

以下、上記対象公文書(3)に対する令和元年 11 月 5 日付、沖市プ進第 1105006 号公文書部分公開決定を「本件処分」という。

5 審査請求

令和元年 11 月 27 日、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

平成 31 年 3 月 5 日付沖市プ進第 305011 号で送付された見積提出依頼で收受したとする「業者見積書」について、依頼文書に対する「業者見積書」を特定し直し、再度決定することを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件請求により開示された「業者見積書」のあて名は、依頼者とは異なる「あて名」となっており、正式に市長名で依頼した文書であることから、当該「業者見積書」は明らかに特定を誤った「業者見積書」であるため、改めて特定する必要がある。
- (2) 当該見積書については、「收受登録を行っていない」事は事実であり、收受印も押されて無く、日付も記載されておらず、依頼者とは異なる宛名

となっている。何月何日に受け取ったものか、市長に提出されたものかを示す資料が存在していない。

- (3) 「收受登録」を義務付けている「沖縄市文書取扱規程」は、「訓令」であり、公務員は忠実にこれに従う義務がある。これに違反することは、職務上の義務違反に当たり、懲戒の対象になる。
- (4) 処分庁は、見積書の收受登録は、「慣例」で従来から行っていないと説明しているが、当該見積書については、「12 億 6 千万円」もの巨額の変更契約の積算根拠として採用された重要な文書であり、軽微な文書ではなく、重大な文書取扱規程違反であり、地方公務員法に違反する疑いがある。
- (5) 別途行った公文書公開請求により、当該沖市プ進第 305011 号の文書は、令和元年 7 月 8 日に作成されていることが判明しており、業者へ見積りの作成を依頼したとする日と、当該依頼文書を作成した日のつじつまが合わない。

第 4 実施機関の主張要旨

1 弁明書の要旨

- (1) 本件「業者見積書」については、業者に対して仕様書を添付して見積依頼を行い、業者はその仕様書をもとに見積書と内訳明細書を作成し提出されていることから、市では有効な見積書として取り扱っている。以上のことから、本件処分は、特定を誤って開示されたものではなく、不当な点は何ら存在しない。
- (2) 当該業者見積書は、(仮称) 沖縄市多目的アリーナ建設工事における瓦礫混じり土処分に係る市場調査のため、平成 31 年 3 月 5 日に依頼文に仕様書を添えて、各業者に見積りを依頼し、提出期限である同年 3 月 8 日までの間に各業者から受領したものである。この時の実際の依頼文書には、「沖市プ進第 305011 号」の文書番号は記載されていない。その後、本件事

務事業に関する事務引継ぎの観点から、見積書の作成依頼を行った実際の日付に基づき、遡って文書管理システムに登録し、文書管理システムによって当該文書番号が付されたものであり、当該文書番号のみを当時の依頼文書に追記したものである。

第5 調査審議の経過

- 1 令和3年6月18日 審査庁から諮問書を收受
- 2 令和3年10月1日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和3年10月19日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述）
- 4 令和3年12月10日 調査審議（事件整理・答申案の検討）

第6 審査会の判断

- 1 はじめに

本件請求において審査請求人は、部分公開された業者見積書について、実施機関が收受登録を行っていないことや、当該見積書に日付がないこと及び宛名が沖縄市長となっていないことを指摘し、よって、平成31年3月5日付、沖市プ進第305011号の見積書提出依頼文書に基づき実施機関へ提出された業者見積書であるとは認められない旨主張し、当該依頼文書に対する業者見積書を特定し直すよう求めている。

このことから、本件請求において実施機関が特定した、当該見積書以外の見積書が存在するか否かについて、以下、検討する。

- 2 本件請求の対象となる公文書の特定について

- (1) 審査請求人が実施機関に公開を求めた内容は、「文書番号 沖市プ進第305011号に関する文書発送及び文書收受に関する資料一式」である。

当該文書番号「沖市プ進第305011号」の文書（以下「305011号依頼文書」という。）は、実施機関が、（仮称）沖縄市多目的アリーナ建設工事（以

下「本件事務事業」という。)において工事現場より発見された瓦礫混じり土の処分に係る経費の市場調査を実施する目的で、民間事業者6社に対し、見積書の作成を依頼した文書とされており、次の記載が確認できる。

文書番号：沖市プ進第305011号

文書年月日：平成31年3月5日

文書の宛名：事業者の名称(全6社)※以下、A社～F社とする。

文書の発出者名：沖縄市長 桑江朝千夫

文書のタイトル：見積書提出について(市場調査)

業務名：(仮称)沖縄市多目的アリーナ建設工事

工事場所：沖縄市諸見里二丁目1番1号

内容：(仮称)沖縄市多目的アリーナ建設工事 瓦礫混じり土の処分 別紙 業務仕様書(※)

※A～C社は、業務仕様書(1、3、4、5、6)

※D～F社は、業務仕様書(1、2)

連絡先：沖縄市役所企画部プロジェクト推進室 担当者名及び連絡先

提出期限：平成31年3月8日

また、当該文書の本文には、「工事設計書作成のため、下記により見積書を作成してください」の記載が確認できることから、審査請求人が求めているのは、当該305011号依頼文書に基づき実施機関へ提出された民間事業者6社からの見積書であると解される。

(2) これに対し実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、6通の業者見積書を特定し、部分公開決定(事業者の印影部分のみをマスキング)を行っており、当該6通の業者見積書からは、見積書の提出者として、上記A～Fの事業者の名称と社印が確認できるほか、見積工事の名称として、「地中障害撤去処分工事」(A～C社)又は「(仮称)沖縄市多目的アリーナ建設工事」(D～F社)の記載が確認でき、これらの記載は、305011号依頼文書

における依頼内容と照応している。

(3) 一方、当該見積書の日付欄がいずれも空欄となっていることについて、実施機関は、日付が空欄となっているため、実施機関としても厳密にいつこれを受領したのか証明することはできないが、当該見積りを依頼した平成 31 年 3 月 5 日から見積書の提出期限としている同年 3 月 8 日までの間に受領したものであると説明しており、当該市場調査の結果に基づき同年 3 月 15 日に補助金変更申請を沖縄防衛局に対し行い、同年 3 月 26 日には瓦礫混じり土の処分に伴うアリーナ建設工事の増額変更契約について沖縄市議会の議決を得たとのことである。

(4) また、実施機関は、当該 305011 号依頼文書が令和元年 7 月 8 日に遡って作成されているとの審査請求人の指摘に対し、平成 31 年 3 月 5 日に 6 社に対し依頼した実際の文書には、当該「沖市プ進第 305011 号」の文書番号の記載はなく、当該文書番号は、あくまで本件事務事業に関する事務引継ぎの観点から、見積書の作成依頼を行った実際の日付に基づき、遡って文書管理システムに登録し、文書管理システムによって文書番号が付されたものであり、当該文書番号のみを当時の依頼文書に追記したものであるとのことである。

つまり、実際に本件見積依頼を行った時点では、当該依頼文書に「沖市プ進第 305011 号」の記載はなく、「沖市プ進第 305011 号」の記載は、令和元年 7 月 8 日に追記したものであるが、これによって、新たに見積書を取り直したりするなどの事実はないとのことである。

なお、当該文書番号を追記する前の 3 月の実際の依頼文書については、令和元年 7 月 8 日時点で保管文書として更新したため、本件請求があった令和元年 10 月 21 日時点では、保有していなかったとのことである。

(5) これらを踏まえると、確かに 305011 号依頼文書については、事後的に文書管理システムに登録が行われ文書番号を追記した事実が認められるも

のの、これによって、当時、実際に見積りを依頼したことと、これに伴い実際に提出された当該見積書の照応性が否定されるものではなく、当該見積書の記載を確認する限り、本件事務事業の実施に際して取得した見積書であるといえる。

- (6) もっとも、審査請求人が本件請求で公開を求めているのは、当該 305011 号依頼文書に基づき実施機関へ提出された見積書であると解されるどころ、本件処分において特定された当該見積書は、見積依頼を行った実際の文書には、当該 305011 号の記載がないことから、305011 号依頼文書に基づくものではないと言えなくはない。

しかしながら、情報公開制度の目的は、あくまで行政機関が保有する公文書をありのままの状態で開催することに意義があり、必ずしも請求者が公開を求める内容の条件に一致しなければならないというものではない。

したがって、本件請求に対し、実施機関がそのような硬直的な捉え方をせず、本件事務事業に関する公文書として実際に取得した当該見積書を特定し部分公開したことは、むしろ情報公開制度の趣旨目的に適った対象公文書の特定であったと評価すべきであり、これによって審査請求人の権利利益を侵害するものではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が当該見積書の收受登録を行っていないことや、当該見積書に日付がないこと及び宛名が「沖縄市長」となっていないことを指摘し、文書取扱規程や地方公務員法に違反する旨主張している。それらは専ら公開された公文書の内容や事務手続きに関する主張である。

当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、審査請求人が行った公文書公開請求に対し実施機関が行った決定の妥当性を審査することを本務とするところであり、本件事務事業における業務の適法性については審査の対象外であり、判断する立場にはない。

4 結論

以上のことから、実施機関において、本件請求の対象公文書として本件見積書を部分公開したことに何ら違法又は不当な点はなく、本件処分は妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付帯意見

本件事務事業において実施機関は、見積書の作成に係る依頼文書について、当初、起案決裁を行わずして作成した番号なし依頼文書で以てこれを行い、事後的に文書管理システムに登録を行ったことを認めている。また、実施機関が取得した当該見積書についても、収受処理を行っていない。

このような取扱いは、これを以て直ちに当該事務処理を違法たらしめるものではなく、事務事業を合理的に遂行する上で必要と認められる場合もあり、必ずしも否定されるものでもない。

しかしながら、事務事業を推進する過程における透明性を高め、説明責任を果たし、行政に対する市民の信頼を確保するという情報公開制度の目的からすると、好ましいものとは言えず、逆に市政に対する誤解や不信感を生じさせることに繋がるものである。

公文書の作成は、情報公開制度における行政の説明責任を果たす上で前提となるものであり、実施機関においては、その事務事業の経緯や意思決定に至る過程及び実績、結果について、合理的に跡付け又は検証できるよう文書を作成し、適切に管理する必要がある。

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫